

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成 15 年 10 月 3 日

茨城県人事委員会

本日，本委員会は，地方公務員法の規定に基づき，議会及び知事に対し，職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は，次のとおりです。

給与勧告のポイント

公民給与の逆較差（ 4,461 円， 1.12% ）を解消するため，月例給の引下げをはじめ，所要の改定

平均年間給与は，177,000 円の減少（行政職 42.2 歳）
（月例給 1.10%と期末・勤勉手当 1.53%を合わせて 2.63%の減少）

1 基本的な考え方

- (1) 本委員会は，国及び他の都道府県の職員並びに民間企業の従業員との均衡を図り，社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ，適正な給与水準や勤務条件等について，調査・検討を行った。
- (2) 本委員会は，民間企業の給与実態等を検討し，総合的に判断した結果，県職員の給与を民間の水準にまで引下げることが適当であると判断した。

2 民間給与との比較

(1) 月例給

民間	職員	較差	平均年齢
395,363 円	399,824 円	4,461 円 (1.12%)	42.2 歳

(2) 特別給（支給月数）

民間	職員	差
4.40 月	4.65 月	0.25 月

3 給与勧告の内容

(1) 給与改定

ア 全給料表の引下げ改定（平均改定率 1.1%）

イ 初任給調整手当の支給限度額の引下げ（219,100円 216,700円）

ウ 配偶者に係る扶養手当の引下げ（14,000円 13,500円）

エ 自宅に係る住居手当の引下げ（4,500円 4,000円）

オ 交通機関等利用者に対する通勤手当の改定

- ・ 算定の基礎となる定期券価額の変更（1箇月 6箇月）
- ・ 全額支給限度額の引上げ（51,000円 55,000円）
- ・ 全額支給限度額を超えた場合の4分の3加算措置を廃止

カ 期末・勤勉手当等の支給月数の引下げ（4.65月分 4.40月分）

キ 実施時期等

- ・ 実施時期は、勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（ただし、オは平成16年4月1日）
- ・ 本年4月から条例改正までの公民較差相当分を解消するため、4月の給与に較差率を乗じて得た額を基本として、12月期の期末手当で調整

(2) 退職手当の改定

国に準じた調整率に早急に改定（110/100 104/100）

なお、経過措置を設定

(3) 昇給停止年齢の見直し

国に準じた年齢に早急に改定（58歳 55歳）

なお、経過措置を設定

4 その他報告の内容

(1) 職員の給与

ア 退職時の特別昇給等の見直し

導入後，相当の期間が経過していることから，制度の趣旨及び他の都道府県の状況等を踏まえ，早急に見直す必要がある。

イ 給料の調整額及び特殊勤務手当の見直し

国及び他の都道府県の動向並びに勤務環境の変化等を考慮し，見直し検討を進める必要がある。

ウ 教育職給料表等の在り方

国立大学法人化に伴い，これまでの国立学校準拠の規定が廃止となることから，国及び他の都道府県の動向等を踏まえ，その在り方に係る検討を進める必要がある。

エ 特別給の算定方法の見直し

より迅速に民間の支給状況を反映させるため，国に準じて，平成 16 年以降の算定方法を見直す必要がある。

(2) 公務の運営

ア 能力，実績等に基づく人事管理

国の公務員制度改革の動向等を踏まえ，人事評価制度の見直しをはじめ，所要の取組みを進める必要がある。

イ 多様な人材の活用

女性職員については，今後とも，多様な経験を積めるような職員配置，研修機会の拡大等の取組みを進める必要がある。

ウ 職員の勤務環境の整備

時間外勤務の縮減，メンタルヘルス対策，男性職員の育児休業の取得促進等，所要の取組みを進める必要がある。

(参考1) 月例給の改定額及び改定率

改定額	改定率
4,388円	1.10%

(参考2) 給与改定例

(単位：円)

職層	年齢	扶養親族	勧告前給与		勧告後給与		年間給与の減少額
			月額	年額	月額	年額	
主事	27歳	配偶者	221,500	3,668,000	219,200	3,576,000	92,000
主任	35歳	配偶者 子1人	316,900	5,317,000	313,100	5,172,000	145,000
係長	44歳	配偶者 子2人	418,200	7,109,000	413,300	6,913,000	196,000
課長補佐	52歳	配偶者 子2人	483,500	8,322,000	478,000	8,092,000	230,000
課長	55歳	配偶者	585,356	9,659,000	578,130	9,399,000	260,000
次長 部長	56歳	配偶者	666,090	11,388,000	657,904	11,067,000	321,000
平均	42.2歳	-	399,824	6,726,000	395,436 (1.10%)	6,549,000 (2.63%)	177,000

- (注) 1 この給与改定例は、管理職手当の減額措置前のものである。
 2 月額には、扶養手当及び管理職手当が含まれる。
 3 平均は、公民給与の較差に用いた額による。

(参考3) 人事院の給与勧告のポイント

平成15年8月8日勧告

<p>官民給与の逆較差(4,054円, 1.07%)を解消するため、月例給の引下げをはじめ、所要の改定</p> <p>平均年間給与は、163,000円の減少(行政職41.0歳)</p> <p>(月例給 1.1%と期末・勤勉手当 1.5%を合わせて 2.6%の減少)</p>
--

